

総合研究報告書

母子保健施策の効果的な展開に関する研究

主任研究者 中原俊隆

京都大学大学院医学研究科社会医学系
専攻社会予防医学公衆衛生
教授

分担研究者 藤内修二

大分県佐伯保健所 所長

A. 研究目的

地域保健法施行による権限移譲の状態と、市町村における母子保健計画策定等について調査研究を行い、権限移譲の状態を保健所と市町村保健センターの両方向から検討するとともに、市町村の母子保健計画の評価とそれに基づく聞き取り調査を行い、効果的な母子保健計画の策定のために必要なプロセスについて分析を行う。

B. 研究方法

権限移譲の状態を保健所と市町村保健センターの両方向から検討するために、平成10年度は保健所から市町村への母子保健事業の移譲について、平成11年度は市町村の母子保健事業の窓口になると考えられる保健センターについて調査を郵送法にて施行した。

母子保健計画のために、効果的な母子保健計画策定のために必要なプロセスについて全国調査を行い、回答の得られた2,362自治体に対して、母子保健計画の策定プロセスとその後母子保健事業の実施状況との関連について分析を行った。更に、母子保健計画の策定プロセスや策定後の母子保健事業の展開が優れていると思われる10自治体に対して訪問

調査を行い、母子保健計画の推進におけるポイントを分析した。

(倫理面への配慮)

調査対象が市町村や保健所であるため、倫理的問題は少ないが、匿名にするなどの考慮を行った。

C. 研究結果

母子保健事業の移譲についての調査結果は、平成10年度に施行した調査で、全国の保健所の内46.3% 310保健所から回答を得られた。平成10年10月末現在完全移譲されていない市町村を有する保健所は、乳幼児健診や訪問指導などのそれぞれの事業につき回答のあった310保健所の内1~6保健所と少なかった。母子保健事業の企画、実施時の人員提供、事業の評価、症例検討の面から検討すると平成7年度、8年度は保健所主体、平成9年度には市町村主体と移譲がスムーズに行われたことが伺われた。平成7年度から9年度にかけて保健婦の派遣も多くなり市町村職員に対する研修会も増えるなどの努力が行われていたことがわかった。平成11年度に施行した調査では市町村保健センター及びその類似施設の3196施設の内1817施設(56.9%)から回答が得られた。このうち平成8年末までに設置されていたのは85.2%、母子保健事業を主たる業務の1つにあげている施設は83.1%であった。母子保健事業を企画、実施、評価の面から検討すると平成9年度と10年度ではほとんど変化が無く、平成9年度には母子保健事業は現在の市町村主体に変化していたことが伺われた。保健所

や市町村との会議は年 平均 5 回程度行われていた。

市町村の母子保健計画に関する研究では 1) 母子保健計画策定におけるポイントとして以下の 4 点が指摘された。

策定委員会や作業部会への住民代表や他部局、関係機関・団体の参画、住民や関係者を対象にしたニーズ調査の実施、素案作成（新たな評価指標を含む）に向けての作業部会の運営、策定委員や作業部会のメンバーを対象にした学習会の開催

2) 母子保健計画推進のポイントとして以下の 5 点が指摘された。

議会での承認や常任委員会での報告を行う、広報誌等への掲載やダイジェスト版の配布により住民へ計画を周知する、具体的な事業内容や事業の実施要領を計画に明記する、事業量以外の具体的な評価指標（健康指標や行動指標）を明記する、

ルーチンワークの中で評価指標についての情報が集められる仕組みを作る

3) 母子保健事業の効率的な展開のポイントとして以下の 4 点が指摘された。

ルーチンワークを委託ではなく直営で行っている意義（母と児の健康状態や育児不安の状況等をモニターする機会、各種の事業の対象者や他機関との連携を必要とする児を把握する機会）を確認し、そのメリットを最大限に発揮する、住民ニーズを施策化するための理論的な枠組みを用いて、ルーチンワークで把握された課題を解決するための事業展開を行う、住民参加による施策づくりを進

める、他機関との個人情報の共有、事業情報の共有、専門職の相互活用を進める

4) 母子保健計画策定と推進における保健所の役割として次の 6 点が指摘された。

保健計画の策定や見直しにおける支援、新たな課題（虐待、摂食障害、不登校等々）に対する取り組みのモデル開発、市町村の予算化の支援（予算化するために必要なデータや根拠の提供）、事業評価における市町村の支援、単なる棲み分けでない市町村との協同体制づくり、ニーズを施策化するための方法論の提供

D . 考察

母子保健事業の権限移譲においては保健所、市町村保健センターの両面からみて法施行とともに順調に移譲されたことがうかがわれた。本研究では市町村ではなく市町村保健センターの調査を施行しているが、その回答から本庁の一部となっているところが多く、今回の結果は市町村へのアンケートと同様であると考えられた。また、母子保健計画策定等に関する研究では計画がうまく事業に生かされている事例が多かったが、計画は良いが事業には十分生かされていない事例も散見された。

E . 結論

地域保健法施行による母子保健事業の権限移譲は順調に行われた。そのために相互の連絡、保健婦派遣、研修会が効果的であったことが示された。

また、母子保健計画の策定等については市町村の積極的な取り組みの他に保健所の役割も必要と考えられた。